

資料編

1

子ども・子育て支援プラン 2020 (令和2～6年度) の進捗状況

項 目		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (目標)	
柱1 仕事と子育ての両立のための基盤整備							
1-① 就学前教育・保育の充実							
☆	保育所等の待機児童数	31人 (R3.4.1)	8人 (R4.4.1)	1人 (R5.4.1)	0人 (R6.4.1)	0人 (R7.4.1)	
保育所、認定こども園等の整備や保育利用者支援員による相談対応・情報提供等の支援により、R4.4時点で待機児童は8人とほぼ解消し、R6.4時点で待機児童ゼロを達成した。今後も待機児童解消の維持に努める。							
	保育の受け皿確保	保育所等での2号・3号認定の利用定員	20,871人 (R3.4.1)	21,147人 (R4.4.1)	21,189人 (R5.4.1)	21,491人 (R6.4.1)	21,200人 (R7.4.1)
保育所や認定こども園等の整備により、ほぼ予定どおり保育の受け皿を確保できている。							
	延長保育事業	実利用人数	5,982人	6,160人	5,828人	5,777人	5,861人
延長保育の利用は、保護者の就労状況や生活状況等によって左右されるものであり、利用実績は低減しているが、量の見込みに対する必要な提供体制は確保できている。							
	病児保育事業	延利用人数	2,430人	3,772人	3,704人	7,032人	13,872人
病児保育については、季節による需要の変動があるが、実施施設の整備が進んでおり、量の見込みに対する必要な提供体制は確保できている。							
	最適化に向けた施設整備・幼保一体化の推進事業	市立幼保連携型認定こども園の整備数 (目標値は地元説明着手を含む)	17園 (R3.4.1)	19園 (R4.4.1)	20園 (R5.4.1)	22園 (R6.4.1)	36園 (R7.4.1)
		市立幼稚園及び保育所の社会福祉法人・学校法人への移管数 (目標値は地元説明着手を含む)	7園 (R3.4.1)	7園 (R4.4.1)	7園 (R5.4.1)	16園 (R6.4.1)	17園 (R7.4.1)
市立幼保連携型認定こども園は、未整備学区の地元説明に着手しR7.4時点で24園が開園予定。今後、令和12年度までに32園の開園を予定している。 市立幼稚園及び保育所の社会福祉法人・学校法人への移管は、R7.4時点で18園移管予定。今後、令和10年度までに26園が移管予定である。							
	免許資格取得等支援事業	幼稚園教諭免許・保育士資格未取得者数	79人	55人	50人	27人	0人
毎年数名ずつ免許・資格を取得しているため、未取得者数は減少しているが、新たに幼保連携型認定こども園に移行をする園があるため、解消には至っていない。							
	保育士確保支援事業(保育士・保育所支援センター事業)	潜在保育士登録者数	48人	49人	71人	45人	毎年度 130人
保育士不足のため、登録者数が減少している。就職相談会や実習体験研修会などを通じて、登録者数の増加を図り、保育士の確保・離職防止の取組を進める。							
1-② 放課後児童クラブの充実							
☆	放課後児童クラブへの入所希望に対する入所児童の割合の上昇	放課後児童クラブへの入所希望児童に対する入所できた児童の割合	78.8%	81.6%	89.2%	95.1%	100%
積極的な施設整備等により、入所児童数は増加傾向を続けている。しかしながら、入所希望者も年々増加しており、今後は新たなニーズ予測に基づき、受け皿を確保していく。							
	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ利用定員数	9,338人	9,331人	9,615人	9,856人	10,039人
積極的な施設整備等により、利用児童数は増加傾向を続けており、今後もさらなる増加を見込んでいる。							
	放課後児童クラブ施設の充実	施設確保が必要な児童クラブ数 (1.65㎡未満/人)	34クラブ	22クラブ	22クラブ	14クラブ	0クラブ
専用施設の建設やタイムシェアの活用等により、施設確保が必要な児童クラブ数は減少している。今後も積極的な施設整備や民間事業者の活用により、受け皿の確保を進めていく。							

項 目		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (目標)	
柱2 子育てにおけるワーク・ライフ・バランスの推進							
2-① 仕事と子育ての両立支援							
☆	男性の育児等への積極的参加	「3歳児アンケート」で「平日育児に参加する時間」について1時間以上と回答した父親の割合	59.6%	56.8%	60.1%	61.6%	60.0%
目標値を達成しているが、引き続き育児等へ積極的に参加するよう周知や研修等を行う。							
柱3 母子の健康づくりへの支援							
3-① 安心して妊娠・出産できる環境の充実							
	妊婦一般健康診査事業	受診率	98.7%	98.5%	99.5%	98.7%	99.0%
多くの妊婦が受診しているものの、予期せぬ妊娠等、事情があって受診できていない妊婦も一定数いる。妊娠届出時の面接等で、妊娠や妊婦健康診査の重要性についての保健指導に取り組み、引き続き、妊娠中に継続して妊婦健診が受けられるよう受診勧奨を行う。							
	産婦健康診査	受診率	84.1%	82.2%	82.3%	83.0%	90.0%
平成31年4月から導入している。里帰り出産等における受診券の利用に関する説明をはじめ、引き続き、産後における健康管理として、産婦健診を受けられるよう受診勧奨を行う。							
3-② 親子の健康を支える相談・支援の充実							
	おかもやま産前産後相談ステーション事業	専門職による面接割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
近年婚姻数が減少、晩婚化などの背景があり、またコロナ禍以前と比べ出生数は減少傾向にあるが、来所した際の全数面接の目標は達成できている。引き続き、相談支援体制を維持する。							
	こんにちは赤ちゃん事業	訪問率	96.9%	97.3%	97.0%	97.6%	100.0%
新型コロナの影響を受けた年度もあるが、近年、里帰りの期間も長くなっていること等も関係し、一定数会えない状況はある。引き続き、目標値を目指して、訪問していく。							
	赤ちゃんすこやか相談（～令和2年度）	利用率	11.8%	—	—	—	45.0%
新型コロナの影響を受けたことで、目標となる利用率達成も困難と判断。感染対策を講じつつも、必要な相談支援体制を確保できるよう「さんさん育児相談」として事業の見直しを行った。							
	さんさん育児相談（令和3年度～）	利用率	—	6.6%	12.6%	13.6%	15.0%
会場内が密接した環境とならないよう感染対策強化を図るため、予約制に運用を変更した。令和5年新型コロナの5類感染症への移行後、徐々に利用率も伸びてきている。引き続き、相談しやすい体制を維持する。							
	養育支援訪問事業	延べ訪問数	474人	248人	224人	336人	700人
最近では、産科医療機関等で行っている産後ケア事業や家事援助などの直接的な支援を行うシルバー世代産前産後応援事業、訪問看護なども組み合わせて支援しているケースが増えているが、養育支援訪問事業として頻回な訪問を要したハイリスクな家庭への介入もあり、一定数の利用がある。引き続き、安定した養育とともに児童虐待の未然の防止を図る。							
乳幼児健康診査事業		健診受診率〔3～5か月児〕	94.4%	94.7%	94.9%	96.1%	98.0%
		健診受診率〔1歳6か月児〕	96.9%	94.4%	96.4%	97.4%	97.0%
		健診受診率〔3歳児〕	95.5%	93.1%	96.0%	96.0%	95.0%
受診率は現状維持で推移している。目標達成に向けて、受診勧奨を行っていく。							

項 目		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (目標)
柱4 子育ての負担感や不安感をやわらげる支援						
4-① 育児不安の軽減と子育て家庭の孤立化の防止						
☆ 子育てが楽しいと感じる保護者の割合の向上	「子ども・子育て支援に関するアンケート」の「子育ては楽しいか」で、「どちらかといえば楽しいことのほうが多い」と回答した割合	—	—	—	73.4%	78.0%
平成30年度調査(70.5%)と令和5年度調査の結果を比較すると、大きな差はみられなかった。目標値には届かなかったが、子育て世代の方が子育てが楽しいと感じられるよう、引き続き子育て環境の充実を進めていく。						
子育てしやすいまちと思う保護者の割合の向上	「子ども・子育て支援に関するアンケート」の「子育てしやすいまちと思うか」で、「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した割合	—	—	—	57.2%	65.0%
平成30年度調査(54.4%)と令和5年度調査の結果を比較すると、全体では大きな差はみられなかったが、就学前児童のいる世帯については5.6ポイント上昇していた。目標値には届かなかったが、子育てしやすいまちと感じられるよう、子育て支援施策をより一層進めていく。						
一時預かり事業	延利用者数	121,679人	115,212人	112,304人	126,788人	198,163人
一時預かり事業の利用は、保護者の就労状況や労働形態によって左右されるものであるため、利用実績が量の見込みを下回っていると考えられる。量の見込みに対する必要な提供体制は確保できている。						
ファミリーサポート事業	活動件数	6,375件	6,944件	7,413件	7,212件	10,016件
目標値を達成していないため、引き続き周知活動を行い、会員確保に努めることで事業の安定的な実施を目指す。						
子育て短期支援(ショートステイ)事業	延利用日数	165日	79日	97日	171日	950日
令和2年度からは新型コロナの影響で施設での受け入れが困難となったことなどにより利用者数が減少し、現在も施設の受け入れがまだ十分回復していないことから、コロナ禍以前の水準と比較すると低迷している。しかし、新型コロナが収束に向かうとともに利用日数は増加傾向にある。						
利用者支援事業(特定型)	保育利用者支援員による年間相談対応件数	13,955件	10,281件	10,741件	11,032件	16,000件
保育利用者支援員10人を配置して、保育利用を希望する保護者への“寄り添う支援”に取り組み、待機児童の減少に寄与してきた。保育所やこども園等の整備により保育の受け皿が充足し、相談件数は減少傾向にあるが、引き続き10人の支援員配置を基本とし、“寄り添う支援”の充実に取り組む。						
子育て応援サイト(こそだてほけつと)運営	年間アクセス件数	874,529件	710,711件	565,647件	534,153件	1,200,000件
イベントが減少したコロナ禍以降、アクセス数減少が続いている。令和5年5月導入のプッシュ型で情報提供する『おかやまし子育てアプリ』の影響も考えられ、目標値の見直しが必要と考える。対象ユーザーにアクセスしてもらえるサイト作りは継続する。						
4-② 子育てについて学ぶ親等への支援						
スクールランチセミナー	「セミナーで学んだことを自らの食生活に生かしたい」と回答した参加者の割合	—	—	91.4%	93.2%	98.0%
新型コロナ感染対策として、実施できなかった期間があったが、令和4年度より、調理実習だけでなく、食育体験活動やレシピ配布、調理動画配信など各中学校区で工夫し実施できるようになった。引き続き、様々な体験活動やレシピ配布などを通して家庭と連携する。						

項 目		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (目標)	
柱5 子どもが安全で健やかに育つことができる環境づくり							
5-① 地域社会の子育て力を高める							
☆	家族で地域行事に参加していると答えた保護者の割合の向上	「岡山市教育に関する総合調査」	59.6%	55.2%	54.5%	60.9%	68.0%
<p>新型コロナウイルス感染対策のため開催を見合わせていた地域行事等が再開され、子どもたちが参加できる機会が増えてきていることから、今後も、地域行事の参加や体験活動の大切さについて啓発する取組をさらに充実することで、「家族で参加していると回答する」保護者の割合の向上を目指していく。</p>							
地域子育て支援拠点事業		利用延べ人数（0～2歳児）	41,880人	38,679人	59,535人	69,501人	73,738人
<p>目標値を達成していないため、新規利用者の獲得や利用者継続的に利用してもらえるよう、引き続き周知や研修等を行う。</p>							
	子育て支援「のびのび親子広場」事業	地域の子育てを支援していく役割を果たしていると答えた園の割合	47.0%	49.0%	53.4%	61.0%	75.0%
<p>未就園児や保護者が園の遊具で遊んだり、保育活動に参加したりする中で、園の環境に慣れ、職員や園児に親しみをもったり、参加者同士が顔見知りになったりすることができ、入園前に未就園児や保護者にとって安心感を得られる場となっている。また、個々の保護者からの相談に応じたり、子育ての様々な情報を提供したりすることは、保護者が安心して子育てを行うことにつながっていると考える。引き続き、保護者が安心して子育てができるよう、未就園児が遊べる機会の提供を行ったり、子育て相談の実施や子育てに係る情報提供等をして、子育て支援の充実に努める。</p>							
5-② 安全・安心の地域子育て環境の整備							
プレーパーク普及事業		開催か所数	13か所	11か所	13か所	14か所	15か所
<p>目標値を達成していないため、プレーリーダー養成講座の改善を図りながら、養成講座を受けたプレーリーダーが各地域で継続的な活動ができるよう支援を行っていく。</p>							
放課後子ども教室推進事業		開設か所数	19か所	18か所	17か所	17か所	24か所
<p>担い手の不足等から開設か所数が減少傾向となっている。引き続き、地域や小学校へ事業の周知・広報を積極的に行い、開設か所数の増加を図る。</p>							
5-④ 生活や学習の基盤づくり							
食育の推進		朝食を毎日食べる児童生徒の割合	-	83.2%	81.9%	80.7%	100%
<p>社会環境の変化とライフスタイルの多様性に加え、新型コロナの影響によると思われる活動量の低下や生活習慣の変化といった課題があるが、基本的な生活習慣を身につける観点からも朝食の摂取は非常に重要と考えている。朝食を摂る場所として最も主流である家庭への働きかけを進めていく。</p>							
5-⑥ 地域に開かれ信頼される学校園づくり							
☆	学校からの情報提供に関する保護者の満足度の向上	「岡山市教育に関する総合調査」	85.1%	82.9%	84.2%	84.9%	90.0%
<p>目標値の90%には達してはいないが、教育広報紙「こらぼ」の発行やSNS（教育委員会LINE）での配信に加え、新たにデジタルサイネージによる情報発信や動画配信など、取組を拡充してきた。今後も、より市民の目に留まる情報発信を行うため、内容や活用媒体の検討をしていく。</p>							

項 目		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (目標)	
柱6 困難を抱える子ども・若者やその家庭への支援							
6-① 子ども虐待の防止と子どもと家庭の支援							
☆	子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども家庭総合支援拠点の設置数	0か所	0か所	6か所	6か所	
令和4年4月に子ども家庭総合支援拠点を6か所設置し、目標は達成している。今後は、関係機関と連携しながら子どもとその家庭への支援を引き続き実施する。							
6-② 社会的養護の推進							
☆	里親養育包括支援事業	里親等委託率	16.7%	19.0%	17.3%	22.8%	34.9%
		委託子ども数（ファミリーホームを含む）	35人	40人	36人	45人	75人
		里親登録数	97組	113組	110組	123組	151組
里親登録数が微増に留まったことに加え、里親委託を必要とするこどもの状況等と受入側である里親の養育が合致せず委託が進まなかった事例が多く、委託子ども数と里親委託率の目標値は未達成となった。今後は、里親制度の普及啓発をより積極的に実施し里親登録数を増やすとともに、研修等の充実により質の高い里親養育を展開し、里親委託を推進していく方針としている。							
☆	民間の児童養護施設等の整備及び環境改善支援	小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の個所数と入所子ども数	4か所 24人	3か所 18人	4か所 24人	4か所 24人	5か所 30人
概ね順調。今後の見通しについて、複数の施設において中長期的に小規模かつ地域分散化された施設の整備を計画していく。							
	社会的養護自立支援事業	退所前講座実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	5か所
制度の充実に伴って社会的養護経験者への支援が手厚くなり、集団での講座から個々の状況に応じた自立のための支援のニーズへ対応してきた。令和6年度から社会的養護自立支援拠点事業を開始し、対象者を拡充してさらなる支援の充実を図っている。							
6-④ 障害、発達に遅れのある子ども・若者への支援							
	社会参加プログラム事業	社会参加プログラムに参加して就労に関するステップアップに至った発達障害者数	5人	11人	5人	2人	5人 (毎年)
新型コロナの影響によりプログラム開催回数を減らしたが、代替として個別支援の中でプログラムに準じた支援を行ったところ、最近ではこれが支援方法として定着してきている。今後も個別支援の中で就労に関する取組を行っていく。							

項 目	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (目標)	
柱7 若者の健全な成長と自立の支援						
7-① 次世代の親の育成						
いのちを育む授業	実施校数	0校	0校	0校	5校	9校
新型コロナの影響を受けたことで、実施校が減少したものの、令和5年5月に5類感染症へ移行してからは、学校側で再開する動きとなった。引き続き、新たな実施校が増え、また継続実施校においては自立に向けた支援を行い、各学校における事業理解に向けた活動に取り組む。						
7-② 若者の社会的自立支援						
働き方改革推進・企業情報PR事業	紹介企業数	201社	200社	200社	200社	1,000社 (累計)
今後は、冊子だけでなくWEBサイトでも市内企業を紹介し、多くの学生等に活用してもらうよう周知を行っていく。						
合同企業説明会	参加者数	(web開催) 延べ113人 (現地開催) 延べ196人	(web開催) 延べ101人 (現地開催) 延べ73人	(web開催) 延べ60人 (現地開催) 延べ192人	(現地開催) 延べ166人	2,500人 (累計)
少子化・就職活動の早期化等に伴い、参加者数は減少傾向にあるが、大学のキャリアセンター等のニーズが高いことから、引き続き周知を行い、市内企業への就職を促進していく。						
学生と地元企業の交流事業	参加者数	延べ81人	延べ88人	延べ46人	延べ49人	500人 (累計)
参加者数は減少傾向にあるが、就職活動前の学生に市内企業を知ってもらうことは重要であることから、参加しやすくなるような内容の見直しや広報等の周知により、参加者数を増やしていけるように努めていく。						
中高生を対象とした合同職場体験イベント開催事業	参加者数	-	-	-	-	2,500人 (累計)
中高生に市内企業を知ってもらう機会を提供することで、将来を見据えた進学ならびに就職活動の幅を広げるとともに、市内企業への就職を促進していくことを目的として実施していた事業であるが、コロナ禍でイベントの開催が困難となり、その後実施していない。						
出会いのひろば事業	事業参加者のうちカップル成立数	8組	2組	5組	13組	45組 (累計)
令和2年度から令和4年度はコロナ禍によりイベントを一部中止した時期があったため数値が伸びていないが、イベントを再開した令和5年度は順調に推移しており、引き続き出会いの場を提供していく。						
ひきこもり地域支援センター事業	相談実件数	192件	168件	165件	172件	250件
令和3年度から令和4年度にかけては新型コロナの影響により、相談件数も減少したが、令和5年度にはやや増加している。今後も相談者のニーズに合わせた支援を行うとともに、ひきこもりが長期化する前の早い段階で相談に繋がれるよう広報活動なども検討していく。						

☆：評価指標

2 子ども・子育て支援事業計画 2020 (令和2～6年度) の進捗状況

項 目		第二期計画					
		年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保 育	保育の量	※実績は翌年度4月1日時点					
	保育所、地域型保育事業等の 利用定員数	確保方策	20,600人	21,400人	21,200人	21,200人	21,200人
		確保実績	20,871人	21,147人	21,189人	21,491人	—
保育の受け皿整備は、ほぼ予定通り確保できている。							
地 域 子 ども ・ 子 育て 支 援 事 業	1-① 利用者支援事業（特定型）						
	保育利用者支援員による年間 相談対応件数	量の見込み	16,000件	16,000件	16,000件	16,000件	16,000件
		利用実績	13,955件	10,281件	10,741件	11,032件	—
	相談件数は令和3年度から横ばいの状況。実績が見込みを下回っている理由は、待機児童数の減少や就学前児童数の減少の影響があると考えられる。						
	1-② 利用者支援事業（母子保健型）						
	専門職による相談面接件数	量の見込み	6073件	5981件	5,926件	5,871件	5,853件
		利用実績	5763件	5,613件	5,377件	5,034件	—
	婚姻数減少、晩婚化など複数の要因により出生数が想定より減少しているため、実績が見込みを下回っている。						
	2 地域子育て支援拠点事業						
	利用延べ人数	量の見込み	91,788人	83,614人	76,932人	73,665人	73,738人
		利用実績	41,880人	38,679人	59,535人	69,501人	—
	事業の周知や充実に努めた結果、利用実績は増加しておりコロナ禍以前の水準に戻りつつある。						
	3 妊婦健康診査事業						
	妊娠届出数	量の見込み	6,073人	5,981人	5,926人	5,871人	5,853人
		利用実績	5,763人	5,613人	5,377人	5,034人	—
婚姻数減少、晩婚化など複数の要因により出生数が想定より減少しているため、実績が見込みを下回っている。							
4 乳児家庭全戸訪問事業							
訪問数	量の見込み	5,757人	5,670人	5,618人	5,565人	5,548人	
	利用実績	5,741人	5,353人	5,262人	5,023人	—	
婚姻数減少、晩婚化など複数の要因により出生数が想定より減少しているため、実績が見込みを下回っている。							
5 養育支援訪問事業							
訪問数	量の見込み	700人	700人	700人	700人	700人	
	利用実績	474人	248人	224人	336人	—	
令和5年度は、支援が必要な家庭に頻回な訪問を実施したため前年度より訪問実績は増加している。実績が見込みを下回っている理由は、産科医療機関で実施する産後ケア事業や様々な支援制度を組み合わせる支援するケースが増えたため、養育支援訪問事業としての実績が減少したものと考えられる。							

項 目	第二期計画						
	年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
地 域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業	6 子育て短期支援事業						
	延べ利用日数	量の見込み	926日	932日	938日	944日	950日
		利用実績	165日	79日	97日	171日	—
	<p>新型コロナの影響により施設の受け入れが困難になり実績は減少していたが、新型コロナが収束に向かうに従い利用実績は増加傾向にある。</p> <p>実績が見込みを下回っている理由は、コロナ禍において施設の受け入れが難化し、5類移行後も、なお施設の受け入れが慎重になっていたためと考える。</p>						
	7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）						
	活動件数	量の見込み	9,960件	9,820件	9,687件	9,542件	9,413件
		利用実績	6,375件	6,944件	7,413件	7,212件	—
	<p>新型コロナの影響により利用者が減少していたが、収束に伴い活動実績は増加傾向にある。実績が見込みを下回っている理由は、国の活動件数集計方法の変更により、活動件数が減少したためと考える。</p>						
	8 一時預かり事業						
	利用延べ人数	量の見込み	137,952人	152,765人	167,722人	182,988人	198,163人
		利用実績	121,679人	121,635人	117,727人	126,788人	—
<p>一時預かりの実績はコロナ禍以前の水準に戻っている。実績が見込みを下回っている理由は、見込みは潜在ニーズを含んでおり、そのニーズが想定ほど顕在化しなかったためと考える。</p>							
9 延長保育事業							
実利用人数	量の見込み	5,937人	6,050人	6,149人	6,003人	5,861人	
	利用実績	5,982人	6,160人	5,828人	5,777人	—	
<p>延長保育の利用率及び就学前児童数の減少などにより前年度より実績は微減となっている。</p>							
10 病児保育事業							
利用延べ人数	量の見込み	14,466人	14,165人	13,903人	13,726人	13,524人	
	利用実績	2,430人	3,772人	3,704人	7,032人	—	
<p>実績はコロナ禍以前を超える水準で増加している。実績が見込みを下回っている理由は、見込みは潜在ニーズを含んでおり、そのニーズが想定ほど顕在化しなかったためと考える。</p>							
11 放課後児童クラブ							
利用定員数	確保方策	9,015人	9,415人	9,615人	9,815人	10,039人	
	確保実績	9,338人	9,331人	9,615人	9,856人	—	
<p>令和5年度は9,815人分の確保方策を見込んでおり、実績としては確保方策以上の9,856人分の受け皿を確保している。</p>							

3 こども計画の策定経過など

(1) 計画の策定経過

年度	年月日	取組	内容
令和5年	11月17日～ 12月13日	アンケート調査	子どもの生活実態調査 (小学5年生の児童とその保護者 2,500世帯 中学2年生の生徒とその保護者 2,500世帯)
	1月23日～ 2月13日	アンケート調査	中高生世代の意識に関するアンケート調査 (中学1年生から高校2年生世代のこども 2,000人)
			若者の意識に関するアンケート調査 (18歳から39歳までの若者 2,000人)
			子ども・子育て支援に関するアンケート調査 (小学6年生までのこどもがいる家庭 5,000 世帯)
令和6年	5月24日	審議会	子ども・子育て会議【全体会】 ・アンケート調査の結果について
	8月2日	(参考) 中学生の情報交 換・協議の場へ の参加	「自分の意見を伝えたり反映させたりするた めにどんな工夫や取組ができるか」をテーマに中 学生が情報交換・協議
	8月27日	審議会	子ども・子育て会議【全体会】 ・こども計画骨子(案)について ほか
			子ども・子育て会議【就学前教育・保育部会】 ・教育・保育の量の見込みについて ほか
			子ども・子育て会議【放課後児童クラブ部会】 ・放課後児童クラブの量の見込みについて ほか
	8月28日	審議会	青少年問題協議会 ・こども計画骨子(案)について
	10月20日	(参考) まちづくりワー クショップへの 参加	若者にとって魅力的なまちについて話し合うワ ークショップ (高校生からおおむね40歳まで)
10月24日	意見聴取	高校生への意見聴取(岡山後楽館高等学校) ・こども施策について説明後、こども計画につ いてグループ討議	

年度	年月日	取組	内容
令和6年	11月3日	意見聴取	小学生などへの意見聴取(わくわく子どもまつり) ・低年齢のこどもに関係が深いこども施策について、こどもが大切に思うものを調査
	11月21日～ 12月25日	パブリックコメント	こども計画素案についてパブリックコメント実施
	11月28日	審議会	子ども・子育て会議【全体会】 ・こども計画素案について
	11月28日	審議会	青少年問題協議会 ・こども計画素案について
	3月下旬		こども計画策定

(2) 審議会(子ども・子育て会議、青少年問題協議会)での主な意見

こども計画骨子(案)について
こども大綱を踏まえて「こどもまんなか」を基本理念に入れて目に見える形にしてほしい。
こどもの権利について、今までとの違いが目立つようにしてほしい。
地域全体で子育てを支える人材の確保や人材の育成が大切。
こどもの意見を聞くことが大切。
中高生だけでなく小学生の意見を聞いてみてはどうか。 面白いやり方のアンケートがあってもいいのでは。 小さいこどもは大人が聞き取って答えてあげるなどの形もいいのでは。
目先の少子化対策、こどもを産むことだけでなく、それよりもこどもの権利や遊ぶ権利を守ることが大切。こども会で連れていく場所、雨でも遊べる場所や施設が必要。
こどもが安心して過ごせる居場所が、こどもが歩いて行ける場所にほしい。
「こどもまんなか」はこどもが大人とたくさんかわること。今の場所と言える大人がいなければ、保育園・幼稚園・小学校時代の先生、つながりがある大人に話ができることが大切。困っていたらそこから支援にもつながるし、夢がもてる。
関係機関や団体、地域の連携がうまく回っていくようにいろいろなところでつながっていく環境づくりに取り組んでほしい。
若者の自殺が社会問題になっている。
こども総合相談所と地域こども相談センターの連携がまだまだ不十分。連携を強化してほしい。
助けてほしくても SOS を出せない状況にある家庭やこどももいて、問題の解決に結びつけられていない。
こども計画素案について
第1部 第1章 計画の策定にあたって
○「基本理念」について 9行目「小さな失敗」のところで、「小さな」が必要か。大きな失敗が許されないわけではなく、小さくても大きくても失敗を経験しながらこどもは成長する。
○「策定の趣旨」について 3段落目「保育環境の充実」のところに「保育の質の向上」は含まれているのか。含まれているのかどうか表現がわかりにくい。
第1部 第3章 こども・子育て支援施策の具体的な展開
○施策 1-2 「こどもの権利擁護の推進」について 「第三者に意見を聴かれる権利」という言い方について、こどもが主体となる表現「聞いてもらえる」などはどうか。
○施策 1-2 「学校」が示す範囲について 「学校」という言葉の範囲を明確にしたほうがよいのでは。

<p>○施策 1-2 「こども・若者の意見聴取の取組の推進」について こどもの権利条約の「こどもの意見の尊重」で、こどもの発達に応じて十分考慮するとあるが、乳幼児に関しての意見の尊重についての取組はどうなるのか。保育園の乳幼児の意見は保障されるのか。</p>
<p>○施策 1-2 「学校におけるこどもの意見聴取の取組」について 「児童並びに保護者」とあるが、中学校も調査するので、「児童・生徒」になるのでは。</p>
<p>○施策 1-2 「学校におけるこどもの意見聴取の取組」について 「教育に関する総合調査」には、私立の保育園・こども園は含まれない。今後の取組を書いているのであれば、表現を工夫していただきたい。</p>
<p>○施策 2-1 「こどもの安全・安心な居場所づくり」について 柱2のこどもが安全で健やかに育つ環境づくりが一番大切だと思っているが、内容が前回プランにあったものばかり。児童館は数が少なく足りていない。居場所を増やす方向性が見えてこない。</p>
<p>○施策 2-1 「おやこクラブ」について 事業概要の「親と子の仲間づくり」という表現がわかりにくい。</p>
<p>○施策 2-1 「おやこクラブ」について 近年のおやこクラブはどんどん人が減って行って、会長をする人もなく、存続は難しいのでは。</p>
<p>○柱2 「こどもが安全で健やかに育つことができる環境づくり」について 町内会等の協力も必要だが、それを示す取組は。</p>
<p>○施策 2-1 「児童館の運営」について 「健全な遊びを与えて」の表現は「遊びを通じて」などにしてはどうか。</p>
<p>○施策 2-1 「こどもの安全・安心な居場所づくり」について 公民館や児童館が、こどもたちの居場所になってほしい。</p>
<p>○施策 2-2 「心豊かな子どもの育成事業」について 事業概要の文章の意味がわからない。</p>
<p>○施策 4-3 「スクールカウンセラー配置事業」について 現実には月に1日程度。難しいのはわかるが、人員拡充をお願いしたい。</p>
<p>○施策 4-4 「障害児保育事業」について 障害児保育にかかる支援について強く要望する。</p>
<p>○施策 6-1 「こども誰でも通園制度」について 小学生も中学生もこどもは誰でも、あるいは保護者であっても、不登校・いじめなど、あらゆる悩みの駆け込み寺となるような、岡山市独自モデルを、私たちも協力しながら、構築できればいい制度として利用できるのではないかと。今後未来に向かって考えていただきたい。</p>
<p>○施策 7-1 「保育士確保支援事業」について 「保育の受け皿の確保」とともに「保育士確保支援事業」も強化していただきたい。</p>
<p>○施策 7-1 「最適化に向けた施設整備」について 公立園の民営化や統廃合は、施設の減少や選択肢を減らし、預け先を求めている多数の声に相反するのではないかと。</p>

○施策 7-2 「放課後児童クラブのサービス向上」について 「毎週土曜の開所や長期休業中の開所時間の延長」とあるが、人員が本当に足りていないという状況で、今後の人員確保について何か対策を考えているのか。
第 2 部 個別計画「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」
○「教育・保育の量の見込みと確保方策」について 「提供区域等の需給バランスを見ながら定員設定を行う」というのは、公立私立ともに需給バランスを調整しながら増減するのか。
○「総合的な放課後子ども対策の推進」について 「放課後児童クラブの令和11年度に達成されるべき目標整備量」について、1年生は少子化の影響を受けているのは理解できるが、5、6年生が上昇しているのはどういった見立てなのか。
○「総合的な放課後子ども対策の推進」について 放課後子ども教室に力を入れるつもりがあるのか、何か考えていることがあるのか。
その他
○「子どもの権利に関する条例」について 策定中の「子どもの権利に関する条例」と子ども計画は相反するところはないか。
○わかりやすい広報について 市がやっている施策をもっと知ってもらうことが大事。多くの課があるので、相談先がわかりやすいと良い。子どもや子育て世帯の方にわかりやすい広報してほしい。
○パブリックコメントの周知について ホームページや広報紙だけではなく、今の時代に合った SNS 等を活用して周知してほしい。
○外国人の方への支援について 外国籍の方から、どこに相談したらよいかわからないという話をよく聞くので、外国籍の子どもへの支援を子ども計画に入れてほしい。
○男性が子育てしやすい環境整備について 男性の育児参加が増えてきたが、おむつ台が女子トイレにしかないなど、環境整備が整っていないのではないか。
○子どもが遊ぶ環境の整備について 今回の計画にいれるのは難しいかもしれないが、将来的には子どもがボール遊びができる公園や大型児童館のような施設を考えていくことも必要。

(3) 子ども・若者の意見を聴く取組

① 小学生などを対象とした調査

○ 概要

こども計画において、こども本人に関係が深い7つの施策の中で、こどもが「大切だと思うもの」を3つ選んでもらう調査を実施しました。

施策は、こどもに伝わりやすい表現を工夫し、ボードにシールを貼る方法としました。

就学前児童は発達段階に応じて保護者がサポートしたため、保護者の思いが反映されている場合があります。

○ 対象者 : 小学生（就学前児童、中学生の回答を含む）

○ 日時、場所 : 令和6年11月3日 わくわく子どもまつり in 岡山ドーム

	小学生	就学前児童	中学生	計
◆こどもの権利を守ること ・大人がこどもの意見をちゃんときいてくれること ・だれも仲間はずれにされないこと	139	97	1	237
◆こどもの居場所づくり ・安心してすごすことができる場所があること ・遊んだり運動できたりする公園や施設があること	128	150	2	280
◆こどもの学びと育ちのための支援 ・学校で楽しく勉強や生活ができること	108	49	3	160
◆地域社会の子育て力の向上 ・近所や地域の人といっしょに、いろんな活動や遊びができること ・こまったときに、いろいろな大人が助けてくれること	64	100	0	164
◆児童虐待の防止 ・こどもが大人から、心や体を傷つけられないようにすること	37	50	0	87
◆こどもの貧困対策 ・お金がなくても、やりたいことにチャレンジできること	40	38	0	78
◆いじめや不登校への支援 ・いじめがなくなること	93	58	3	154
計(延べ数)	609	542	9	1,160
回答者数(人)	203	181	3	387



こどもたちがシールを貼る様子

② 中学生の情報交換・協議の場への参加

○ 概要

「自分の意見を伝えたり、反映させるために、どんな工夫や取組ができるか」をテーマに、中学生が情報交換・協議する場に参加し、中学生が考える工夫や取組について聴きました。

- 対象者 : 中学生（岡山市立中学校・義務教育学校（後期課程）の生徒 71 名）
- 日時、場所 : 令和 6 年 8 月 2 日 岡山市勤労者福祉センター
- 主催など : 岡山市教育委員会 第 9 回しゃべりんぴっく
- テーマ : 自分の意見を伝えたり、反映させるために、どんな工夫や取組ができるか



主な意見

- ・目安箱を設置する。
- ・アンケートやクロームブックを活用する。
- ・意見を伝える場をつくる。
- ・多数決だけでなく少数意見も「なぜそう思うのか」を聞く。
- ・意見を出しやすい環境や雰囲気をつくる。
- ・データや前例を示して説得力をアップする。
- ・子どもだけで難しいこともおとな（PTA）の力を借りて交渉し実現する。

③ 若者を対象としたワークショップへの参加

○ 概要

「若者にとって魅力的なまちってどんなまち」をテーマに高校生からおおむね40歳までの若者を対象にしたワークショップに参加し、若者が求めるまちづくりについて聴きました。

- 対象者 : 高校生からおおむね 40 歳までの若者
- 日時、場所 : 令和 6 年 10 月 20 日 岡山コンベンションセンター
- 主催など : 岡山市政策局 岡山市まちづくりワークショップ「若者 100 人ワークショップ」
- テーマ : 若者にとって魅力的なまちってどんなまち



主な意見

- ・就労などについて（労働環境の整備、仕事で学べる場の充実、キャリアサポート、起業したい人への支援、就職の選択肢を増やす等）
- ・ワークライフバランス（仕事と遊びの両立、育休が取得しやすい雰囲気づくり、子育ての充実等）
- ・意見を言いやすい環境について（市民の意見を取り入れる制度、意見交換できる場、若者の意見を認めてくれる環境など）
- ・人との交流や居場所、娯楽、交通の利便性向上など魅力あるまちづくり

④ 高校生を対象としたワークショップ

○ 概 要

岡山後楽館高等学校の「総合的な探究の時間」の授業において、岡山市のこども子育て支援に関する現状や取組について説明しました。

その後、「住みたい岡山市になるためにはどうしたらいいか」をテーマに、高校生の視点から様々な意見や提案をいただきました。

- 対象者 : 高校1年生 23名
- 日時、場所 : 令和6年10月24日 岡山後楽館高等学校
- テーマ : 住みたい岡山市になるためにはどうしたらいいか



主な意見

- ・若者の居場所の充実（学生が遊べる場所を増やす、アイドルのライブができる大型ライブ会場、テーマパーク・レジャーランド・アトラクション施設・美術館、イベントの充実）
- ・商業施設の充実（アウトレット施設、有名ブランドの販売店）
- ・学びの支援（専門学校（建築系）の充実、自宅近くに自習できる場所、校内フリーWi-Fi）
- ・公共交通の利便性の向上（電車・バスの増便、電車で通える範囲を増やす、セグウェイ設置、通学者専用車両を作る）
- ・経済的支援（学費の完全無料化、学割特典の増加、親の給料の引上げ）



4 岡山市こどもの権利に関する条例

岡山市条例第48号

岡山市こどもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 こどもの権利（第4条―第9条）

第3章 こどもの権利を保障するための役割（第10条―第16条）

第4章 こどもの権利を保障するための施策の推進（第17条―第36条）

第5章 計画・検証（第37条・第38条）

附則

全てのこどもは、一人一人が様々な個性や能力、大きな可能性を持ったかけがえのない存在です。こどもが誰一人取り残されることなく、自分の力を発揮し、自由に可能性を追求し、日々を楽しみながら、安全・安心の中で自分らしく幸せな人生を送れる環境を整えることは、社会全体の重要な使命です。しかし、虐待、いじめ、不登校、貧困問題など、現在、こどもを取り巻く環境は厳しさを増しており、こうした問題に対して強力に取り組むことが急務となっています。

こども基本法は、国際条約である「児童の権利に関する条約」に基づき、「生命・生存・発達の権利」「こどもの最善の利益の考慮」「こどもの意見の尊重」「差別の禁止」という4つの原則を掲げ、日本のこども政策がこれらの原則に基づいて実施されることを明確にしています。こどもは政策の当事者であり、共に今を生きる社会の一員です。こどもの意見表明と参加の機会を確保し、その意見を聴き、尊重することなくしては、こどもの権利を守り、最善の利益を図ることはできません。

この条例を立案する過程で実施したこどもへのアンケートでは、「こどもの権利を知っている」と答えたこどもは36パーセントにとどまりました。また、おとなへのメッセージとして「考えを押し付けず、こどもの意見をもっと聴いてほしい」「いじめを放置しないでほしい」「こどもの権利をもっと知ってほしい」「いつもありがとう」といった多くの声が寄せられました。更に「家族や友達と楽しく過ごしているとき」に幸せを感じるこどもが多いことも分かりました。こどもが幸せな社会は、誰にとっても暮らしやすい幸せな社会です。

この条例がこどもを含む市民に広く普及し、こどもの権利の保障と支援活動を充実させるため、関連する取組や施策を更に進めていく必要があります。

岡山市には、持続可能な社会の構築を目指し、SDGsやESDの活動を推進する中で、地域社会においてこどもや若者の参画意識を培ってきた歴史と経験があります。

私たちは、「こどもの権利」の理念を掲げ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、総合的かつ継続的に、また多層的にこどもを支援するまちづくりに取り組むことが、今を生き、未来を創るこどもへのエンパワーメントにつながることを願い、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの権利に関し基本となる事項を定めることにより、こどもの権利が社会全体で保障され、こどもが夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送ることを目的とします。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 岡山市内（以下「市内」といいます。）に在住し、在学し、在勤する等、市内において生活し、又は活動する心身の発達の過程にある者をいいます。
- (2) おとな 市内に在住し、在学し、在勤する等、市内において生活し、又は活動する者（こどもを除く。）をいいます。
- (3) 保護者 こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する者をいいます。
- (4) 育ち学び遊ぶ施設等 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、放課後児童クラブ、公民館、図書館、公園等のこどもが育ち、学び、遊び、又は活動するために利用する施設の設置者、管理者、職員等及びこどもが加入し、活動をしている団体をいいます。
- (5) 地域住民 市内に在住し、在学し、又は在勤する者をいいます。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいいます。
- (7) ヤングケアラー 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもをいいます。

(基本理念)

第3条 全てのこどもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければなりません。

- (1) こどもは、権利の主体であり、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、あらゆる差別的な扱いを受けないこと。
- (2) こどもは、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (3) こどもは、かけがえのない存在として、命が尊ばれ、安全かつ安心な生活が保障され、健やかに成長することができること。
- (4) こどもは、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、自分に関係することについて意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

第2章 こどもの権利

(こどもにとって大切な権利)

第4条 この章に定める権利は、こどもにとって特に大切な権利として保障されなければなりません。

(安心して生きる権利)

第5条 こどもは、安心して生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 安全で安心して生活することができる場所があること。
- (2) 十分な食事や栄養が提供されること。

- (3) 健康に配慮され、適正な保健、医療及び福祉が受けられること。
- (4) 障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けること。
- (5) かけがえのない存在として尊重されて育つこと。
- (6) 安全で安心して暮らすことができないと感じる時や、孤独や孤立について相談できる場があること。

(自分らしく生きる権利)

第6条 こどもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の気持ちや考えを持ち、これらに基づいて行動すること。
- (2) 自分らしさや自分の気持ちが尊重されること。
- (3) 自分に関することを決めるときに、適切な助言等を受けられること。
- (4) それぞれの個性が尊重され、ありのままの自分が受け入れられること。
- (5) 性別に関する違和感や悩みについて相談でき、一人一人が持つ多様な性の在り方が尊重されること。
- (6) 夢や新しいことに挑戦すること。
- (7) 自分の意見を表明することが困難な場合に、第三者に代弁してもらうこと。

(育つ権利)

第7条 こどもは、のびのびと健やかに育つため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学びたいことを学ぶこと。
- (2) 自分の環境や発達の程度に応じた様々な学びの場が提供され、選択することができること。
- (3) 安心できる環境で休み、心身を癒やすこと。
- (4) 遊ぶこと。
- (5) 話を聴いてもらえること。
- (6) 知らないことについて質問すること。
- (7) 友だちをつくること。
- (8) 地域や社会の活動に参加し、様々な世代の人とふれあうこと。
- (9) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむ等様々な経験をすること。

(自分を守り、守られる権利)

第8条 こどもは、自分を守り、又は守られる権利があり、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 暴力、虐待及び体罰を受けないこと並びに放置されないこと。
- (2) いじめを受けないこと。
- (3) 性犯罪及び性暴力並びに経済的及び性的な搾取を受けないこと。
- (4) 自分の意思に反することを、合理的な理由なく強制されないこと。
- (5) 有害な労働及び家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行うことを強制されないこと並びにこれらを行わざるを得ない環境に置かれられないこと。
- (6) 生まれ育った環境、人種、国籍、性別、宗教並びに障がいの有無等を理由としたあらゆる差別を受けないこと。

- (7) プライバシーや名誉が守られること。
- (8) 自分についての情報を不正な方法で収集・利用されないこと。
- (9) こどもであることを理由に、不利益を受けないこと。
- (10) 権利が侵害されたときは、拒否し、保護若しくは支援を受け、又は救済を求めることができること。
- (11) 非行のあった場合には、適切に保護・指導されること。

(参画する権利)

第9条 こどもは、自分に関わることに主体的に参画するため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見を自由に表明することができる機会が設けられること。
- (2) 自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報並びに適切な支援及び助言を得ることができること。
- (4) 仲間をつくり、集い、及び活動すること。

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(おとなの役割)

第10条 おとなは、こどもが幸福な生活を送ることができるよう、こどもの権利を理解し、尊重し、及び保障しなければなりません。

2 おとなは、こどもが自分及び他人の権利について理解し、尊重することができるよう支援しなければなりません。

(市の責務)

第11条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者と協働し、及び連携して、こどもの視点を尊重した上で、こどもに関する施策を実施するものとします。

2 市は、おとな、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者が、それぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行うものとします。

3 市は、第1項の施策及び前項の支援を検討する際は、社会的養護その他の様々な状況の下にあるこども、保護者その他の関係者の意見を聴くものとします。

4 市は、こどもの権利が広く保障されるよう、必要に応じて国、他の地方公共団体等へ要望等を行うものとします。

5 市は、こどもの権利及び施策について、こども、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者の理解を深めるため、定期的に広報し、及び啓発するものとします。

(議会の責務)

第12条 議会は、こどもの権利に関する市の施策の取組状況について検証し、必要に応じて提言等を行うものとします。

2 議会は、こどもの権利が広く保障されるよう、必要に応じて国、他の地方公共団体等へ要望等を行うものとします。

3 議会は、市長その他の関係機関と連携し、こどもの権利について啓発するものとします。

(保護者の役割)

第13条 保護者は、こどもの養育については、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) こどもをかけがえのない存在として尊重し、寄り添い、見守ること。

- (2) こどもが十分な食事及び休息をとることができ、健康に配慮した生活を送ることができる環境を整備すること。
- (3) こどもの年齢及び発達に応じて、育ち、学び、及び遊ぶ環境を整備し、様々な体験の場を提供すること。
- (4) こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見、個性及び特性を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- (5) こどものプライバシーや名誉についてその最善の利益を考慮し、配慮すること。
- (6) 前各号に掲げる事項が困難な場合は、市その他関係機関又は身近なおとなへの相談を検討すること。

(育ち学び遊ぶ施設等の役割)

第14条 育ち学び遊ぶ施設等は、その活動においてこどもが健やかに成長するため、市、保護者、地域住民及び事業者と協働し、及び連携して、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) こどもが安全で安心して快適に活動できるよう、施設の安全管理に係る体制を整備すること。
- (2) こどもの年齢及び発達に応じて、育ち、学び、及び遊ぶ環境を整備すること。
- (3) 暴力、虐待、体罰等を受けたと思われるこどもを発見したときは、速やかに当該こどもの救済を図るとともに、適切な機関に通告等を行うこと。
- (4) いじめについては、絶対に許されないという認識の下、徹底した予防、早期の発見、救済及び回復等を行うこと。
- (5) こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見、個性及び特性を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- (6) こどものプライバシーや名誉についてその最善の利益を考慮し、配慮すること。
- (7) こどもの権利についての理解を深める研修を行うこと。

(地域住民の役割)

第15条 地域住民は、地域社会においてこどもが健やかに成長するため、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見、個性及び特性を尊重すること。
- (2) 暴力、虐待、体罰等を受けたと思われるこどもを発見したときは、当該こどもの救済を図るため、速やかに適切な機関に通告等を行うこと。
- (3) 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等及び事業者と連携し、こどもが学び、遊び、又は休むために、一人でも集団でも利用することができる場所を提供すること。
- (4) 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、事業者と連携し、こどもが地域の行事及び活動に参加することで、地域住民とふれあい、地域の自然及び文化に触れることができる機会を設けること。

(事業者の役割)

第16条 事業者は、こどもの健やかな育ちを支援するため、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) こどもを養育する従業者が、子育て及び仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場の環境を整備すること。

- (2) 雇用した者がこどもの場合は、特に丁寧な助言及び指導、適切な研修等を行うことにより、社会の一員としての成長を支援すること。
- (3) その事業活動が、こどもの権利を脅かすことのないよう適切な配慮を行うこと。
- (4) こどもに関する施策を理解し、及び協力すること。

第4章 こどもの権利を保障するための施策の推進

(子育て家庭への支援)

第17条 市は、家庭の状況にかかわらず等しくこどもの権利が保障され、保護者がこどもの権利を尊重しながら安心して子育てができるよう、こども及び保護者に対し、十分な支援を行うものとします。

2 市は、家庭での養育が困難なこどもには、家庭以外の適切な養育環境を確保するものとします。

3 市は、妊娠、出産並びにその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じ、切れ目のない支援を行うものとします。

(特別な配慮を必要とするこどもと家庭への支援)

第18条 市、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、次に掲げるこども及びその家庭に配慮し、適切な支援を行うよう努めなければなりません。

- (1) 虐待を受けたこども
- (2) 重大な病気やけががあるこども
- (3) 心理的外傷を受けたこども
- (4) 障がいがあるこども
- (5) 親がいないこども及びひとり親家庭のこども
- (6) 経済的に困難な状況にある家庭のこども
- (7) 不登校のこども
- (8) 社会的ひきこもりのこども
- (9) ヤングケアラー
- (10) 外国籍及び外国にルーツを持つこども
- (11) 性的マイノリティのこども
- (12) 非行のあったこども
- (13) その他特別な配慮が必要と認められるこども

(貧困の解消に向けた対策の推進)

第19条 市は、こどもが生まれ育った環境によって現在や将来に影響が及ぶことがないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を包括的かつ早期に講ずるものとします。

2 市は、前項の施策を講ずるに当たり、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者及びこどもに関する支援を行う関係団体と連携するものとします。

(育ちの支援)

第20条 市及び育ち学び遊ぶ施設等は、こどもの育ちを支援するため、体験や交流を促進するとともに、そのための場や機会を提供するものとします。

2 市は、こどもの文化的及び芸術的な活動、運動並びに余暇の利用を促進するとともに、これらの機会を提供するものとします。

(遊び場及び居場所づくりの推進)

第21条 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、子どもが自分らしくいることができ、安全で安心して自由に過ごすことができる遊び場や居場所づくりに努めるものとします。

2 市は、子どもが安全で安心して過ごすことができる遊び場や居場所づくりのための活動を行う育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者との連携を図り、その活動を支援するものとします。

(有害又は危険な環境からの保護)

第22条 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境の整備に努めなければなりません。

(暴力、虐待及び体罰の防止及び子どもへの支援)

第23条 子どもに対する暴力、虐待及び体罰は、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があっても行ってはなりません。

2 市、育ち学び遊ぶ施設等及び地域住民は、子どもが暴力、虐待及び体罰を受けることなく、安心して過ごすことができるよう、必要な環境の整備に努めなければなりません。

3 市は、子どもに対する暴力、虐待及び体罰の防止のため、保護者、育ち学び遊ぶ施設等及び地域住民に対し、必要な啓発を行うものとします。

4 市は、暴力、虐待又は体罰を受けた子どもを発見し、又は発見した旨の通告等を受けた場合は、関係機関と協力し、必要な支援を講ずるものとします。

(いじめの防止及び救済)

第24条 いじめは、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があっても行ってはなりません。

2 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとします。

3 市及び育ち学び遊ぶ施設等は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整備し、互いに連携し、いじめの防止等に取り組むものとします。

4 市及び育ち学び遊ぶ施設等は、いじめがあった場合、直ちにいじめを制止し、被害に遭った子どもを守り、支援するとともに、いじめを行った子どもに対して適切な指導等を行うことにより、いじめの再発を防止するものとします。

(ヤングケアラーへの支援)

第25条 市は、子どもとしての時期が人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、ヤングケアラーの心情等に対し十分に配慮しつつ、ヤングケアラーが社会生活を円滑に営むための必要な支援を講ずるよう努めるものとします。

2 市は、育ち学び遊ぶ施設等、福祉、介護、医療等の関係機関及び地域住民と連携し、ヤングケアラーの早期発見及び実態の把握に努めるものとします。

(自死の防止)

第26条 こどもは、かけがえのない存在であることから、市は、こどもが安心して相談できる環境の整備、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者その他関係機関との連携等により、こどもの自死の防止に努めるものとします。

2 市及び育ち学び遊ぶ施設等、事業者は、心の健康についてこどもの発達段階に応じて啓発・指導し、相談窓口の存在等について啓発するよう努めるものとします。

3 市は、保護者、育ち学び遊ぶ施設等及び事業者が、命の尊さや人間の尊厳について学ぶ機会を提供するよう努めるものとします。

(こどもからおとなへの移行支援)

第27条 市は、おとなへと移行する時期のこどもが社会的自立のための支援を必要とする場合、18歳以上であってもその支援を継続して受けることができるよう、環境を整備するものとします。

(多様性の尊重)

第28条 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもの生まれ育った環境、人種、国籍、性別、宗教並びに障がいの有無など、その多様性を尊重するよう努めなければなりません。

2 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、あらゆる偏見や差別等がなくなるよう、その多様性に対する理解の啓発に努めなければなりません。

(戸籍のないこどもへの支援)

第29条 市は、戸籍のないこどもが社会生活を送る上で抱える問題の解消に努めるものとします。

(相談支援体制の整備等)

第30条 市は、こども及びその家族の支援の充実を図るため、こどもに関する問題について安心して相談することができる総合的な相談の体制を整備するものとします。

2 市は、こどもが抱える様々な悩みに対して、こども自身が相談できる機会を確保するものとします。

(こどもの権利が侵害されている状態から回復するための救済)

第31条 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもの権利が侵害されている状態を早期に発見し、又は互いに協力し、若しくは連携して、権利が侵害されている状態からの回復のため、救済に努めなければなりません。

2 市は、こどもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合等において、適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、体制を整備し、その他の必要な取組を行うよう努めなければなりません。

(意見の表明及び参画する機会の確保)

第32条 市は、こどもを個人として尊重し、こどもが自分の意見を表明し、社会に参画することができるよう、こどもの状況に配慮しつつ、こどもとおとなが直接意見を交わす場の設置やアンケートの実施等の様々な方法により、こどもの参画の機会を確保するものとします。

2 市は、聴取したこどもの意見を市の施策に反映させるよう努めるものとし、反映できない場合は、その理由をこどもへ説明するよう努めるものとします。

- 3 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもの意見の表明に対し、その意見を尊重し、こどもの最善の利益を優先して考慮するよう努めなければなりません。
- 4 市、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもの社会への参画の促進を図るため、こどもに関する施策、取組等について、こどもが理解を深め、意見することができるよう、こどもの視点に立った分かりやすい情報の発信等に努めなければなりません。
- 5 市及び育ち学び遊ぶ施設等は、年齢、発達等により、自分で意思を伝えることが困難なこどもに対して、その意思を酌み取り、必要に応じて、こどもの意見を代弁するものとします。

(審議会等への参加)

第33条 市は、こどものことを話し合う審議会等にこどもが参加できるよう努めなければなりません。

- 2 前項の審議会等は、適切な方法でこどもの意見を聴くよう努めなければなりません。

(主権者教育)

第34条 市は、こどもを国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者として育成するため、主権者教育を推進するものとします。

(こどもの権利の日)

第35条 市は、こどもの権利について、市民の関心を高めるため、岡山市こどもの権利の日(以下「こどもの権利の日」といいます。)を設けます。

- 2 こどもの権利の日は、児童の権利に関する条約が国際連合総会において採択された日である11月20日とします。
- 3 市は、こどもの権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

(財政上の措置)

第36条 市は、こどもの権利を保障するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

第5章 計画・検証

(計画の策定及び公表)

第37条 市は、こども施策を推進するため、こども基本法第10条第2項に規定する計画を策定するものとします。

- 2 市は、前項の計画を策定し、又は見直すときは、こどもを含めた市民等の意見を聴くものとします。
- 3 市は、第1項の計画を策定したときは、これを公表しなければなりません。

(検証)

第38条 市は、こどもに関する施策等の実施状況について、こどもを含めた市民等の意見を聴いた上で定期的にその効果を検証し、その結果を公表しなければなりません。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(検討)

- 2 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。